

## 空き家対策無料相談会

空き家についてのさまざまな悩みに関分野の専門家が応えます。下記の3つのテーマで行いますので、内容に応じてご相談ください。

なお、事前予約制としますので、各回の申込み期限までに住民環境課の窓口または電話でお申込みください。

	相談テーマ	専門家	相談日	申込み期限
第1回	空き家の活用について (賃貸・売却・リフォームなど)	建築士・宅地建物取引士 町空き家バンク担当者	8月30日(火)	8月19日(金)
第2回	空き家の処分を検討！解体費？ 売った場合の土地代は？	宅地建物取引士 解体業者	9月27日(火)	9月16日(金)
第3回	相続登記が済んでいない 空き家について	司法書士	10月25日(火)	10月14日(金)

各回とも会場、開催時間、相談時間は次のとおりです。

- ◆ 会場 役場 第4会議室 (3階)
- ◆ 開催時間 午前9時～正午
- ◆ 相談時間 1回 30分以内



◎申込・問い合わせ先 住民環境課環境保全係 ☎82-3111 (内線 125) 直通 75-6204

## 農業振興地域整備計画の総合見直しについて

「坂城町農業振興地域整備計画」は、「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、農業を振興すべき地域の指定と当該地域における農業的整備のための施策を計画的に推進することを目的に定めた計画です。当町を取り巻く情勢の変化等による農業振興の方向性を再検討するため、令和4年度から令和5年度にかけて計画の見直しを行います。

総合見直しの期間中は、農用地利用計画の変更（農振除外等）を行うことができなくなります。

### 農用地区域からの除外等申請の受付休止について

農業振興地域のうち「農用地区域」に指定されている農地は、原則的に他の用途として利用することができません。ただし、やむを得ない事由が生じ、一定の要件をすべて満たす場合に限り、農用地区域から除外することができます。

通常、農用地区域からの除外等の申請受付は年2回（6月、12月）行っていますが、今回の総合見直しに伴う事務手続きにより、下記の期間中は農用地区域からの除外等の申請受付を休止します。

農用地区域からの除外等の申請受付を休止する期間

令和4年12月16日 ～ 令和6年3月31日

農用地区域からの除外または農用地区域への編入を検討されている方は、令和4年12月15日（木）までに申請してください。

受付再開は令和6年4月を予定しています。

◎問い合わせ先 商工農林課農業振興係 ☎82-3111 (内線 156) 直通 75-6207